

書 き か た 等

《使用目的等》

- 1 この申告書付表は、死亡した人の贈与税について相続人や包括受遺者（死亡した人から包括遺贈を受けている人をいいます。）が申告をするときに使用するものです。
- 2 この申告書付表を記入する前に、申告書で死亡した人の納める税金を計算してください。
- 3 死亡した人の贈与税について相続人や包括受遺者が提出する申告書とこの申告書付表は、その死亡を知った日の翌日から起算して10か月を経過した日の前日（例えば、死亡を知った日が2月20日であるときは、12月20日）までに提出してください。
- 4 死亡した人の死亡した年の前年以前の年分の贈与税（その年の1月1日から3月15日までに死亡した場合のその前年分の贈与税を除きます。）が無申告であったことにより提出する申告書と申告書付表については、上記3の10か月の申告期間の特例の適用はありませんから早めに提出してください。
- 5 相続人や包括受遺者が1人の場合には、申告書付表の提出を省略して差し支えありません。
- 6 一緒に申告できない相続人や包括受遺者は、別に申告書と申告書付表を提出することになります。

《死亡した人の申告書（第一表）の書きかた》

- 1 「令和〇〇年分贈与税の申告書」には、標題の上部余白に「（準）」と記入してください。
- 2 「住所」と「氏名」欄は、死亡した人の住所、氏名を記入してください。この場合、氏名の頭部に「被相続人」と記入してください。
なお、相続人や包括受遺者が1人のためにこの申告書付表の提出を省略する場合は、これらの欄を2段に分け次のように記入してください。
 - (1) 上段には、死亡した人について記入し、その氏名上部に相続開始（死亡）年月日を記入してください。
 - (2) 下段には、相続人や包括受遺者について記入してください。この場合、相続人や包括受遺者の住所は住所地を記入するとともに、相続人や包括受遺者の氏名を記入する場合にその氏名の頭部に、「相続人」又は「包括受遺者」と記入し、署名、なつ印してください。
- 3 死亡した人の贈与税の申告書の提出に当たっては、相続人や包括受遺者の個人番号（法人である場合は法人番号。以下同じです。）の記入が必要となります。
なお、相続人や包括受遺者が1人のためこの申告書付表の提出を省略する場合は、相続人や包括受遺者の個人番号は申告書上部余白に記入してください。

《申告書付表の書きかた》

- 1 「死亡した者の令和____年分 贈与税の申告書付表」の標題の「____年分」欄
死亡した人の申告書の年分と同じ年分を記入してください。
- 2 「1 死亡した者の住所・氏名等」欄の「住所」欄
死亡した人の申告書の「住所」欄に記入した住所地を記入してください。
- 3 「2 死亡した者の納める税金」欄
死亡した人の申告書第一表の②欄（修正申告の場合は③欄）の金額を転記してください。
- 4 「5 相続人等に関する事項」
一緒に申告するかどうかにかかわらず、全ての相続人や包括受遺者（相続を放棄した人を除きます。）について記入してください。
なお、一緒に申告できない相続人や包括受遺者の個人番号を記入する必要はありません。
 - (1) 「住所」欄
相続人や包括受遺者がこの申告書付表を提出するときの住所地（法人である場合は所在地）を記入してください。
 - (2) 「氏名」欄
この申告書付表で申告する相続人や包括受遺者は、署名、なつ印してください。
なお、一緒に申告できない相続人や包括受遺者については、氏名（法人である場合は名称）を○で囲んでください。
 - (3) 「個人番号又は法人番号」欄
この申告書付表で申告する相続人や包括受遺者は、それぞれの個人番号を記入してください。
(注) この申告書付表の控えを保管する場合には、その控えには相続人や包括受遺者の個人番号を記入しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる。）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。
 - (4) 「相続分・・・B」欄
法定相続分（民法第900条、第901条）により財産を取得している人は「法定」の文字を、遺言による指定相続分（民法第902条）により財産を取得している人は「指定」の文字を、それぞれ○で囲んだ上、その割合を記入してください。
(注1) 次に掲げる場合の法定相続分は、次の表のとおりになります。
なお、子、父母、兄弟姉妹がそれぞれ2人以上あるときは、それぞれの法定相続分は均分になります。

		相続人	法定相続分
被 相 続 人 に	子がいる場合	配偶者	2分の1
		子	2分の1
	子がない場合	配偶者	3分の2
		父母	3分の1
	子も父母もない場合	配偶者	4分の3
		兄弟姉妹	4分の1

(注2) 指定相続分とは、相続人や包括受遺者が遺言によって指定を受ける相続分をいいます。

- (5) 「相続又は遺贈により取得した財産の価額」欄
各人が相続や包括遺贈により取得する積極財産の相続時の時価を記入してください。
なお、相続財産についてまだ分割が行われていないときは、積極財産の総額に各人の相続分（「5 (7) 相続分・・・B」に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額をそれぞれ記入してください。
- 5 「6 各人の納付税額」欄
この欄には、「2 死亡した者の納める税金」欄の納める税金に各人の相続分（「5 (7) 相続分・・・B」に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額（100円未満の端数切捨て）を記入してください。